仕　様　書

（件名）

シスメックス製検査装置保守業務委託

（保守対象機器）

No	メーカー	品名	規格	納入年月	数量
①	シスメックス	多項目自動血球分析装置	XN-3100	2023 年 2 月	1 台
②	シスメックス	多項目自動血球分析装置	XN-1500	2023 年 2 月	1 台

（保守対象機器の機器構成）

No	品名・規格	構成内容	構成規格	数量
①	多項目自動血球分析装置 XN-3100	本体	XN-20	2
		搬送部周辺機器群	SA-31	1
		塗抹標本作製装置	SP-50	1
			SP-50 SPEED UP KIT	1
		試薬調整装置	RU-20	1
②	多項目自動血球分析装置 XN-1500	本体	XN-20	1
		サンプラモジュール	SA-21	1
		塗抹標本作製装置	SP-50	1
			SP-50 SPEED UP KIT	1
		試薬調整装置	RU-20	1

（履行期間）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（設置場所）

長崎みなとメディカルセンター（長崎市新地町 6-39）

（保守業務の内容）

１．受注者及び保守実施者が行う保守（以下「本件保守」という）の業務内容は次のとおりとする。なお、シスメックスメンテナンス契約サービスの「スタンダードサポートプラン」（修理業務、年２回定期点検）を適用すること。ただし、搬送部（①XN-3100 搬送部：SA-31、②XN-1500 搬送部：SA-21）に関しては「ベーシックプラン」（点検なし、修理業務のみ）を適用することとする。

(1) 修理業務

機器に障害が発生した場合、発注者の通知により受注者及び保守実施者は速やかに技術員を派遣して必要な修理を行う。また、受注者が当該機器設置場所での迅速な修理を行うことが困難な場合、その故障修復までの期間については、受注者は発注者に代替機を

貸与するものとする。
電話でのサポートを24時間365日実施する。
この修理作業に伴う、部品料、出張料、作業料は本件保守内容に含むものとする。

(2) 点検整備業務
保守対象機器に対して、当該機器設置場所にて点検及び整備を行う。
定期点検は年2回行うものとし、その実施日程は、実施前に発注者と受注者とで協議のうえ、決定する。
この点検整備業務に伴う交換部品等の部品料は、本件保守内容に含むものとする。

２．前項に示す保守業務の訪問サポート時間は平日9：00から17：35とする。

（対象外業務）
以下の内容は本件保守内容には含まれないものとする。
(1) 修理業務、点検整備業務について、訪問サポートを休日9：00から17：35に実施させる場合の出張料と作業料。なお、休日とは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（1月1日から同月4日及び12月30日から同月31日）をいう。
(2) 消耗品の交換

（免責）
次の各号に該当する機器の不具合については、受注者は本件保守において責任を負わないものとする。
(1) 火災、風水害、地震、落雷、津波等の天災地変その他の不可抗力に起因する不具合。
(2) 受注者または受注者の指定する者以外による改造、修理若しくはオーバーホール等に起因する不具合。
(3) 機器の取扱上の注意事項及び関連する法令等に則った稼動環境又は使用方法を越えた状況での受注者又は受注者の指定する者以外による使用若しくは保管等（移設又は据付を含む。）に起因する不具合。
(4) 機器以外のもの（発注者の指示に基づき発注者が行った設計又は作成した仕様による機器を含む。）又は機器の設置環境に起因する不具合。
(5) 機器と互換性がない部品等を機器に搭載したことに起因する不具合。
(6) 発注者の責に帰すべき理由に起因する不具合。
(7) 受注者の合理的な範囲の管理責任を超えた事由に起因する不具合。

（委託料の支払）
委託料の支払は年2回の均等分割払いとする。受注者は半期毎の保守完了後、その旨を発注者に通知し、検査を受け、その検査に合格したときに委託料の支払を請求することができるものとする。

（その他）

1．受注者は、保守点検作業中において発注者の機器を滅失又はき損したときは、原状回復するものとする。

2．本業務の実施に必要な事項が生じた場合は、発注者・受注者が速やかに連絡を取り合い、適切な保守点検を実施するものとする。

3．その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者にて双方別途協議のうえ決定することとする。